

申請書類確認表

- 申請書の提出にあたり、次の点を確認してください。
- 本表は、申請書類や記入漏れを確認するためのものです。減免を保証するものではありません。

申請書類	確認事項
① 水道料金及び下水道使用料の漏水減免申請書(様式第1号)	<ul style="list-style-type: none">・ 記入漏れがないか。・ 申請日は様式第2号の修理年月日から60日以内か。
② 漏水修理報告書(様式第2号)	<ul style="list-style-type: none">・ 記入漏れがないか。・ 作成者は町指定給水装置工事事業者か。・ 表内の住所・氏名は様式第1号と同じか。・ 漏水の場所は「地下・壁内・床下」、掘削ができない等の理由で漏水箇所が特定できない場合は「その他発見できないもの」としたか。
(1) 漏水の修理にかかる平面図	<ul style="list-style-type: none">・ ピンポイントで漏水箇所が確認できるか。・ 配管を止水し、新規に配管のやり直しをした場合は止水部・新規配管の箇所が確認できるか
(2) 漏水の修理に用いた材料一覧	<ul style="list-style-type: none">・ 町指定の材料を適切な形で使用しているか。・ 新規に配管のやり直しをした場合は、止水部・新規配管の箇所が確認できる写真かどうか。
(3) 漏水の修理前後の写真	<ul style="list-style-type: none">・ 使用した材料が確認できる写真か。

※ 様式は、上下水道課窓口または町公式ホームページから取得できます。



※ 次のいずれかに該当する場合は、減免の対象となりません。

- (1) 使用者等の故意または過失が原因で漏水したとき。
- (2) 無届または不正な給水装置工事が原因で漏水したとき。
- (3) 受水槽および受水槽の下流側で漏水したとき。ただし、寄居町水道事業給水条例施行規則第9条第1項の規定により設置した個別メーターおよびその下流側での漏水を除く。
- (4) 町指定給水装置工事事業者でない者が修理を行ったとき。
- (5) 使用者等が料金等を完納していないとき。
- (6) 同一の給水装置において、1年以内に漏水による減免を受けているとき。
- (7) 給水装置工事の竣工後、1年以内に発生した漏水であるとき。